

第3期田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見募集の結果について

1. 実施結果の概要

- (1) 実施期間 令和7年2月3日（月）～ 2月14日（金）
(2) 提出者数 3人
(3) 意見数 10件

2. いただいたご意見と市の考え方

No.	ご意見	市の考え方
1	18歳まで医療費の無償化	子育て世帯への総合的な支援策は、重点的に取り組むべき施策の一つと位置付けております。 そうしたことから、慎重に検討を重ねた結果、子ども医療費助成制度の拡充につきましては、令和7年度中の実施に向けて、現在、制度設計を行っているところです。 また、子育て支援は、国全体の課題であり、市町村間の差異が生じることなく、等しく安心して子育てができるよう取り組むべきものであるとの考え方から、国には全国一律の子ども医療費助成制度の必要性を要望しております。
2	新生児が産まれると給付金	出産育児一時金として健康保険50万円の支給及び、出産・子育て応援事業として、妊娠届時に妊婦一人につき5万円、出生届出後に子一人につき5万円の給付を行い、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。
3	子供ひとりにつきお米券の配布	子どもへのお米券の配布につきましては現在のところ実施の予定はございません。

4	<p>育児相談機関の場所、体制の改善が必要。市役所内子供家庭相談場所を別途設ける。</p> <p>又は、子育て（子供向け）イベント企画時に立ち寄れる相談場所を設ける。</p>	<p>本市では、令和6年度から本庁舎内にこども家庭センターを設置し、家庭児童相談室事業や母子保健に関する包括的な支援、全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援業務を行っているほか、電話相談も受付しています。</p> <p>また、もとまち保育所とちかの保育所内に、それぞれ親子の交流を行う場所として地域子育て支援センターを設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。</p> <p>さらに、毎週月・金曜日には本庁舎内において親子交流の場を設け、毎週水曜日には新庄幼稚園の園庭開放に出向き、専門の職員が保護者からの相談を受けています。</p> <p>今後は、第4章の施策の展開に記載しておりますが、こども家庭センターの機能強化や身近な子育て支援の場において子育て相談機関の整備に努めるとともに、より相談しやすい環境づくりについても研究してまいります。</p>
5	<p>児童館を会津小、又は東部小学校区に設けて欲しい。</p> <p>また、各公民館を児童館のような利用の仕方が可能にできるよう、放課後や土日の利用可能日を設け地域での利用促進かつ高齢者と児童、保護者の交流につなげる。</p>	<p>本市では、末広児童館、天神児童館、芳養児童センターの3児童館におきまして、18歳未満のすべての子どもを対象に子どもの健全育成の場として、また、子どもの居場所としての役割を担っております。児童、生徒は校区内外に限らず利用可能な施設であり、特に、様々な遊び道具や木製遊具、図書等を通じて、乳幼児と保護者がじっくり関わりを深めるための「おやこのへや」につきましては、児童館周辺のみならず、市内外から来館いただいております。ご意見にありました会津小又は田辺東部小学校区への児童館設置につきましては、現在のところ計画等はございません。</p> <p>「公民館を児童館のような利用」につきましては、施設の性質上同様の利用が困難な場合もありますが、公民館においては、親子サークル等での利用もあり、一般への参加を募って事業を実施されているところもございます。図書コーナーを設置している館も多く、いつでも自由に利用いただけるようになっています。また、土日の利用や部屋の貸出しも行っておりますが、施設の状況などにより違いも</p>

		<p>ありますので、最寄りの公民館にお問い合わせください。</p> <p>幼児期における子ども同士の関わりや多世代交流は非常に重要であることから、本計画においても子どもの居場所づくりを施策の一つに掲げており、今後も地域における多様な居場所づくりと体験・交流の機会の充実に取り組んでまいります。</p>
6	乳児保育については、広域入所を受け入れていないことを明示するか、乳児保育以外に広域保育を受け入れていることを明示するべき。	<p>注意書きとして「※0歳児の広域入所は実施していないため計上していません。」を加筆させていただきます。</p>
7	「育児休業取得後の復帰時期の希望と実施の時期について」の統計は、母親のみを対象としており、父親を対象とした統計結果が記されていない。当該休業を父親が取得しているケースの統計を示すか、そのようなケースが少なく統計として十分でない場合はその旨を記載するなどする必要がある。	<p>育児休業制度につきましては、従前はほとんどが母親が対象でしたが、近年は母親に限られた制度ではなくなり、当然父親も対象となり、共働き共育での推進には父親の育児休業取得の促進は重要です。</p> <p>そのため、市の現状を分析するためにも母親同様に父親の育児休業の取得状況も明らかにすることが必要と考え、ご意見のとおり記載させていただきます。</p>
8	基本理念の「豊かな未来の創造」については、抽象的で具体性に欠ける。「経済的かつ文化的に豊かな未来の創造」のように、人口がもたらす地域創生の具体性について表現した方が良い。	<p>豊かな未来とは、物質的な豊かさだけでなく、精神的、教育的、社会的な豊かさなど、様々な要素が含まれており、第1期、第2期の理念を継承し、引き続き基本理念は原案のとおりとさせていただきます。</p>
9	「両立支援の促進」の「父親の子育て参加の促進」の記載内容に、「育児休業の促進」を追加。	<p>共働き共育での推進において、父親の育児休業の取得促進は重要であり、市民の皆様と共に認識を図るためにも、「育児休業取得を促進するとともに」を加筆させていただきます。</p>
10	「量の見込みと提供体制の確保」について、0歳児も含めて量の見込みを確保の内容が上回り、充足していると記述されていますが、0歳児は依然として広域入所を受け入れていません。今後、広域入所を検討してはいかがでしょうか。	<p>0歳児については受け入れ定員が少なく、市内在住の児童の入所を優先していることから、引き続き周辺市町において広域入所を行わない取り扱いとさせていただきます。</p>